

議案第52号 訴えの提起について

収入印紙  
20,000円

訴 状

令和2年 月 日

徳島地方裁判所 御中

原告指定代理人 内藤 雅人

同 建島 寿徳

同 藤本 裕之

同 谷本 岳彦

同 築原 美奈子

同 森 博史

同 津川 慎一郎

同 中村 健人

(送達場所)

〒773-8501

徳島県小松島市横須町1番1号

原告 小松島市

同代表者市長 中山 俊雄

電話 0885-32-2123

FAX 0885-33-3253

〒278-

千葉県野田市

被告 A

貸金返還請求事件

訴訟物の価額 金2,816,312円

貼用印紙額 金20,000円

#### 第1 請求の趣旨

- 1 被告は、原告に対し、金3,205,596円及び別表「元金」欄記載の額に対する同額に対応する同表「違約金起算日」から、それぞれ支払い済みまで100円につき1日3銭の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。  
との判決並びに仮執行宣言を求める。

#### 第2 請求の原因

- 1 原告は、訴外 B（以下「主債務者」という。）に対し、次の約定で住宅新築資金を貸し付けた（以下「本件貸付」という。）。

本件貸付（甲1号証）

- (1) 貸付金額 4,500,000円

(2) 貸付日 昭和 53 年 3 月 28 日

(3) 利率 年 2 パーセント

(4) 償還方法 元利均等償還により、昭和 53 年 4 月 28 日を初回とし、以後平成 8 年 3 月 28 日まで毎月末金 24,825 円ずつ、216 回に分割して償還する。ただし、初回の償還金は 24,825 円とする。

(5) 違約金 償還期限の翌日から支払の日までの日数に応じ 100 円につき 1 日 3 銭の割合。

2 主債務者は、本件貸付について、平成 31 年 1 月 7 日までに金 2,156,604 円を弁済し、残元金が 2,816,312 円、未払いの約定利息が 389,284 円となった（甲 2 号証）。

3 主債務者は、令和元年 9 月 8 日に死亡し（甲 4-8 号証）、令和元年 9 月 24 日に長男である訴外 C 及び長女である訴外 D の相続放棄申述が受理された（甲 3 号証 徳島家庭裁判所 令和元年（家）第 3744 号、第 3745 号）。主債務者に配偶者がおらず、直系尊属がすでに死亡しているため、主債務者の兄である訴外 E（以下「訴外 E」という。）が 5 分の 1、主債務者の兄である訴外 F（以下「訴外 F」という。）が平成 18 年 6 月 28 日に死亡しているため、代襲相続人となる訴外 F の長男である訴外 G（以下「訴外 G」という。）が 20 分の 1、訴外 F の二男である被告が 20 分の 1、訴外 F の三男である訴外 H（以下「訴外 H」という。）が 20 分の 1、訴外 F の四男である訴外 I（以下「訴外 I」という。）が 20 分の 1、主債務者の妹である訴外 J（以下「訴外 J」という。）が 5 分の 1、主債務者の弟である訴外 K（以下「訴外 K」という。）が 5 分の 1、主債務者の弟である訴外 L（以下「訴外 L」という。）が 5 分の 1 の割合でそれぞれ相続人となった（甲 4 号証）。

相続人らについて、令和元年 12 月 4 日に訴外 E の相続放棄申述が受理され（甲 5 号証 徳島家庭裁判所 令和元年（家）第 4023 号）、令和元年 12 月 11 日に訴外 J の相続放棄申述が受理され（甲 5 号証 徳島家庭裁判所 令和元年（家）第 4025 号）、令和元年 12 月 18 日に訴外 K の相続放棄申述が受理され（甲 5 号証 徳島家庭裁判所 令和元年（家）第 4067 号）、令和 2 年 1 月 23 日に訴外 L の相続放棄申述が受理され（甲 5 号証 徳島家庭裁判所 令和 2 年（家）第 3038 号）、

令和2年2月12日に訴外G、訴外H及び訴外Iの相続放棄申述が受理された（甲5号証 徳島家庭裁判所 令和2年（家）第3069号、第3070号、第3071号）ため、法定相続により前項記載の債務全額を被告が相続した（甲6号証）。

- 4 被告は、第2項記載の残元金及び未払い利息に係る前項記載の相続債務について、現在に至るまで支払いをしていない。
- 5 よって、原告は、被告に対し、本件貸付契約に基づき、請求の趣旨記載の支払いを求める。

### 第3 関連事実

- 1 主債務者は、本件貸付について、平成30年1月24日、金1,304円を弁済し（甲7号証）、同日、原告に対し、同弁済により残元金が2,871,641円、未払いの約定利息が403,955円となった本件貸付の残債務について（甲8号証）、債務の承認及び納付誓約書（以下「誓約書」という。）を提出のうえ、債務を承認し、時効の利益を放棄した（甲9号証）。

また、主債務者は、原告に対し、上記誓約書により「平成30年2月以降、年金支給月毎に14,000円ずつ完済するまで納付する」との納付計画に基づき本件貸付の残債務について弁済することを誓約した。

- 2 主債務者は、本件貸付について、前項記載の納付計画に基づき、平成30年2月28日（平成30年2月末日納付期限分）、平成30年5月9日（平成30年4月末日納付期限分）、平成30年9月11日（平成30年6月末日納付期限分）、平成30年10月22日（平成30年8月末日納付期限分）及び平成31年1月7日（平成30年10月末日納付期限分）にそれぞれ金14,000円を弁済し（甲10号証）、残元金が2,816,312円、未払いの約定利息が389,284円となった（甲2号証）。
- 3 以上のことから、本件貸付に係る支払債務の時効は中断した。

## 別表

	回	元金	違約金起算日
1	73	3,171	昭和59年5月1日
2	74	19,565	昭和59年6月1日
3	75	19,598	昭和59年7月1日
4	76	19,630	昭和59年8月1日
5	77	19,663	昭和59年9月1日
6	78	19,696	昭和59年10月1日
7	79	19,729	昭和59年11月1日
8	80	19,762	昭和59年12月1日
9	81	19,794	昭和60年1月1日
10	82	19,827	昭和60年2月1日
11	83	19,860	昭和60年3月1日
12	84	19,894	昭和60年4月1日
13	85	19,927	昭和60年5月1日
14	86	19,960	昭和60年6月1日
15	87	19,993	昭和60年7月1日
16	88	20,027	昭和60年8月1日
17	89	20,060	昭和60年9月1日
18	90	20,093	昭和60年10月1日
19	91	20,127	昭和60年11月1日
20	92	20,160	昭和60年12月1日
21	93	20,194	昭和61年1月1日
22	94	20,228	昭和61年2月1日
23	95	20,261	昭和61年3月1日
24	96	20,295	昭和61年4月1日
25	97	20,329	昭和61年5月1日
26	98	20,363	昭和61年6月1日
27	99	20,397	昭和61年7月1日
28	100	20,431	昭和61年8月1日
29	101	20,465	昭和61年9月1日
30	102	20,499	昭和61年10月1日
31	103	20,533	昭和61年11月1日
32	104	20,567	昭和61年12月1日
33	105	20,602	昭和62年1月1日
34	106	20,636	昭和62年2月1日
35	107	20,670	昭和62年3月1日
36	108	20,705	昭和62年4月1日
37	109	20,739	昭和62年5月1日
38	110	20,774	昭和62年6月1日
39	111	20,808	昭和62年7月1日
40	112	20,843	昭和62年8月1日
41	113	20,878	昭和62年9月1日
42	114	20,913	昭和62年10月1日
43	115	20,948	昭和62年11月1日
44	116	20,982	昭和62年12月1日
45	117	21,017	昭和63年1月1日
46	118	21,052	昭和63年2月1日
47	119	21,088	昭和63年3月1日
48	120	21,123	昭和63年4月1日
49	121	21,158	昭和63年5月1日
50	122	21,193	昭和63年6月1日
51	123	21,228	昭和63年7月1日

	回	元金	違約金起算日
52	124	21,264	昭和63年8月1日
53	125	21,299	昭和63年9月1日
54	126	21,335	昭和63年10月1日
55	127	21,370	昭和63年11月1日
56	128	21,406	昭和63年12月1日
57	129	21,442	昭和64年1月1日
58	130	21,477	平成1年2月1日
59	131	21,513	平成1年3月1日
60	132	21,549	平成1年4月1日
61	133	21,585	平成1年5月1日
62	134	21,621	平成1年6月1日
63	135	21,657	平成1年7月1日
64	136	21,693	平成1年8月1日
65	137	21,729	平成1年9月1日
66	138	21,765	平成1年10月1日
67	139	21,802	平成1年11月1日
68	140	21,838	平成1年12月1日
69	141	21,874	平成2年1月1日
70	142	21,911	平成2年2月1日
71	143	21,947	平成2年3月1日
72	144	21,984	平成2年4月1日
73	145	22,021	平成2年5月1日
74	146	22,057	平成2年6月1日
75	147	22,094	平成2年7月1日
76	148	22,131	平成2年8月1日
77	149	22,168	平成2年9月1日
78	150	22,205	平成2年10月1日
79	151	22,242	平成2年11月1日
80	152	22,279	平成2年12月1日
81	153	22,316	平成3年1月1日
82	154	22,353	平成3年2月1日
83	155	22,390	平成3年3月1日
84	156	22,428	平成3年4月1日
85	157	22,465	平成3年5月1日
86	158	22,503	平成3年6月1日
87	159	22,540	平成3年7月1日
88	160	22,578	平成3年8月1日
89	161	22,615	平成3年9月1日
90	162	22,653	平成3年10月1日
91	163	22,691	平成3年11月1日
92	164	22,729	平成3年12月1日
93	165	22,766	平成4年1月1日
94	166	22,804	平成4年2月1日
95	167	22,842	平成4年3月1日
96	168	22,880	平成4年4月1日
97	169	22,919	平成4年5月1日
98	170	22,957	平成4年6月1日
99	171	22,995	平成4年7月1日
100	172	23,033	平成4年8月1日
101	173	23,072	平成4年9月1日
102	174	23,110	平成4年10月1日
103	175	23,149	平成4年11月1日
104	176	23,187	平成4年12月1日

	回	元金	違約金起算日
105	177	23,226	平成5年1月1日
106	178	23,265	平成5年2月1日
107	179	23,303	平成5年3月1日
108	180	23,342	平成5年4月1日
109	181	23,381	平成5年5月1日
110	182	23,420	平成5年6月1日
111	183	23,459	平成5年7月1日
112	184	23,498	平成5年8月1日
113	185	23,537	平成5年9月1日
114	186	23,577	平成5年10月1日
115	187	23,616	平成5年11月1日
116	188	23,655	平成5年12月1日
117	189	23,695	平成6年1月1日
118	190	23,734	平成6年2月1日
119	191	23,774	平成6年3月1日
120	192	23,813	平成6年4月1日
121	193	23,853	平成6年5月1日
122	194	23,893	平成6年6月1日
123	195	23,933	平成6年7月1日
124	196	23,973	平成6年8月1日
125	197	24,012	平成6年9月1日
126	198	24,053	平成6年10月1日
127	199	24,093	平成6年11月1日
128	200	24,133	平成6年12月1日
129	201	24,173	平成7年1月1日
130	202	24,213	平成7年2月1日
合計		2,816,312	

## 証拠方法

- 1 甲 1 号証 住宅新築資金等貸借契約並びに抵当権設定契約証書
- 2 甲 2 号証 計算書 1
- 3 甲 3 号証 令和元年 11 月 13 日付け相続放棄等の申述の有無について  
(被相続人 主債務者)
- 4 甲 4-1 号証 相続関係図 1
- 5 甲 4-2 号証 除籍謄本 (戸主 )
- 6 甲 4-3 号証 除籍謄本 (戸主 )
- 7 甲 4-4 号証 改製原戸籍謄本 (戸主 )
- 8 甲 4-5 号証 改製原戸籍謄本 (戸主 )
- 9 甲 4-6 号証 除籍謄本 (筆頭者 )
- 10 甲 4-7 号証 改製原戸籍謄本 (筆頭者 主債務者)
- 11 甲 4-8 号証 除籍全部事項証明書 (筆頭者 主債務者)
- 12 甲 4-9 号証 戸籍全部事項証明書 (筆頭者 C)
- 13 甲 4-10 号証 改製原戸籍謄本 (筆頭者 )
- 14 甲 4-11 号証 戸籍全部事項証明書 (筆頭者 D)
- 15 甲 4-12 号証 除籍抄本 (筆頭者 E)
- 16 甲 4-13 号証 除籍謄本 (筆頭者 E)
- 17 甲 4-14 号証 改製原戸籍抄本 (筆頭者 E)
- 18 甲 4-15 号証 戸籍一部事項証明書 (筆頭者 E)
- 19 甲 4-16 号証 除籍謄本 (筆頭者 F)
- 20 甲 4-17 号証 改製原戸籍謄本 (筆頭者 F)
- 21 甲 4-18 号証 除籍全部事項証明書 (筆頭者 F)
- 22 甲 4-19 号証 改製原戸籍抄本 (筆頭者 G)
- 23 甲 4-20 号証 戸籍一部事項証明書 (筆頭者 G)
- 24 甲 4-21 号証 改製原戸籍抄本 (筆頭者 )
- 25 甲 4-22 号証 戸籍一部事項証明書 (筆頭者 )
- 26 甲 4-23 号証 改製原戸籍抄本 (筆頭者 H)
- 27 甲 4-24 号証 戸籍一部事項証明書 (筆頭者 H)



- 28 甲 4-25 号証 改製原戸籍謄本（筆頭者 I）
- 29 甲 4-26 号証 戸籍全部事項証明書（筆頭者 I）
- 30 甲 4-27 号証 改製原戸籍抄本（筆頭者 ）
- 31 甲 4-28 号証 戸籍一部事項証明書（筆頭者 ）
- 32 甲 4-29 号証 戸籍一部事項証明書（筆頭者 K）
- 33 甲 4-30 号証 除籍抄本（筆頭者 L）
- 34 甲 4-31 号証 改製原戸籍抄本（筆頭者 L）
- 35 甲 4-32 号証 戸籍一部事項証明書（筆頭者 L）
- 36 甲 5 号証 令和 2 年 4 月 17 日付け相続放棄等の申述の有無について  
（被相続人 主債務者）
- 37 甲 6 号証 相続関係図 2
- 38 甲 7 号証 納付済通知書（平成 30 年 1 月 24 日収入印）
- 39 甲 8 号証 計算書 2
- 40 甲 9 号証 平成 30 年 1 月 24 日付け債務の承認及び納付誓約書
- 41 甲 10-1 号証 領収済通知書（平成 30 年 2 月 28 日収入印）
- 42 甲 10-2 号証 領収済通知書（平成 30 年 5 月 9 日収入印）
- 43 甲 10-3 号証 領収済通知書（平成 30 年 9 月 11 日収入印）
- 44 甲 10-4 号証 領収済通知書（平成 30 年 10 月 22 日収入印）
- 45 甲 10-5 号証 領収済通知書（平成 31 年 1 月 7 日収入印）

#### 付属書類

- 1 訴状副本 1 通
- 2 甲号証（写し） 各 2 通
- 3 証拠説明書 2 通（正本 1 通 副本 1 通）
- 4 代理人指定書 1 通